

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税延滞税賦課取消処分等取消請求控訴事件  
国側当事者・国(中津税務署長)

平成25年9月17日棄却・確定

(第一審・大分地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年3月28日判決、本資料263号-62・順号12186)

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
処分行政庁	中津税務署長 石橋 徹
同指定代理人	陣内 均
同	香山 真由子
同	竹本 龍一
同	亀井 勝則
同	上野 英二
同	橋口 智弘
同	伊藤 彰

#### 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

#### 事実及び理由

##### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中津税務署長が平成23年2月14日付けでした控訴人の相続税の過少申告加算税2万8000円の賦課決定を取り消す。
- 3 中津税務署長が平成23年2月14日付けでした控訴人の相続税の更正処分により納付する税額に係る延滞税1万4900円の賦課決定を取り消す。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

##### 第2 事案の概要(略称等は原判決の例による。)

- 1 (1) 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、平成23年2月14日付けで中津税務署長がした相続税の更正処分に伴う同日付けの過少申告加算税の賦課決定処分(本件処分)及び上記更正処分に伴い納付すべき税額に対応して発生する延滞税の取消しを求めた事案である(なお、控訴人が前記第1の3において、延滞税の「賦課決定を取り消す」ことを求めているのは、延滞税に処分性が認められることを前提とするものである。)  
(2) 原審は、控訴人の訴えのうち、本件処分の取消しの訴えは適法な不服申立ての前置を欠く

こと、本件延滞税についての訴えは延滞税の処分性が認められないことを理由に、いずれも訴訟要件を欠く不適法なものである旨判示して、控訴人の訴えをいずれも却下した。

(3) 控訴人は、これを不服として控訴した。

2 当事者の主張は、以下のとおり訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決2頁15行目及び21行目の括弧内を、いずれも「弁論の全趣旨」と改める。

(2) 4頁7行目の括弧内を「乙5、証人丙、控訴人本人」と、25行目から26行目の「当事者間に争いが無い」を「乙4」とそれぞれ改める。

(3) 7頁18行目の「申告した」を「申告する旨伝えた」と改める。

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の訴えはいずれも不適法であると判断する。

その理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する（ただし、原判決11頁22行目から26行目までを削る。）。

控訴人は、過少申告とならざるを得なかったことについて正当な理由がある、延滞税について違法な賦課をしている旨主張するが、これらについて判断する以前に、控訴人の訴えは、いずれもその要件を欠いており裁判所における実体審理の対象にならないことは、原判決において判示するとおりである。

2 よって、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 古賀 寛

裁判官 武野 康代

裁判官 常盤 紀之